

一部の福祉用具に係る貸与・販売の選択制の導入について

令和6年4月から福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与（レンタル）と販売の選択制が導入されています。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、次のものが対象となります。

選択制の対象となる種目

- 固定用スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のみは除く。

- 歩行器

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

- 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

貸与と販売の選択制に伴う判断体制・プロセス

- ①貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ②利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- ③医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案 また、必要な情報提供を行ったことを、福祉用具販売計画書、福祉用具モニタリングシート、サービス担当者会議の要点、居宅介護支援経過に記録してください。

※選択制福祉用具の購入の際、通常申請書類一式

に合わせて『確認シート』を提出いただきます。